

マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

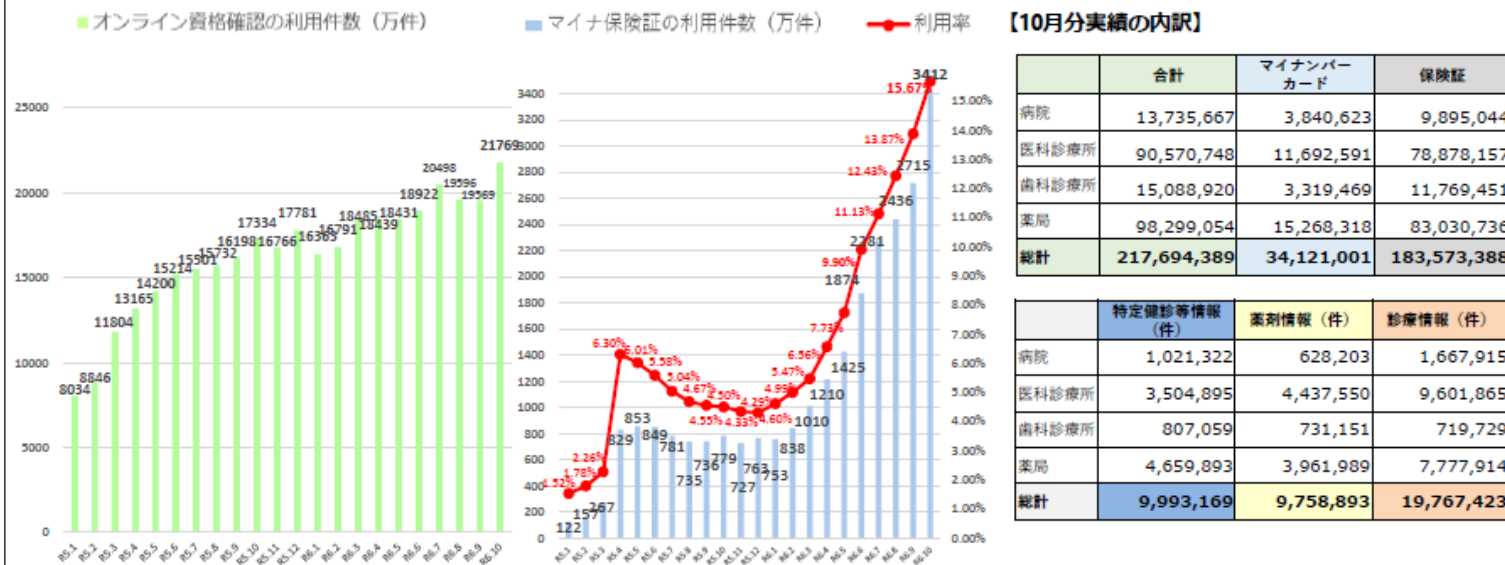


マイナ保険証の利用状況について

マイナ保険証の利用状況については、令和6年5月から7月のマイナ保険証利用促進集中取組月間以降大幅に増加している。しかし、令和6年10月のマイナ保険証利用率は15.67%であり、まだまだ低い状況にある。

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

令和6年10月のマイナ保険証利用人数（1,657万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,752万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	24.5%
医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	32.4%
医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	39.6%

（※）10/28～11/8の間の解除申請登録数が792件、
10/26から11/10までの利用登録の増加件数が約67.8万件

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者は、月内に保険者を異動し、再保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年6月までは医療保険医療費データベースによる実績値、7～10月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外・歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（75.7%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（82.0%）を用いて推計。

マイナ保険証の利用状況について

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年10月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年10月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	16.34%(+1.73%)
青森県	14.52%(+2.12%)
岩手県	17.25%(+1.91%)
宮城県	13.76%(+1.29%)
秋田県	15.29%(+1.48%)
山形県	17.46%(+2.11%)
福島県	19.85%(+2.19%)
茨城県	17.06%(+1.56%)
栃木県	18.59%(+1.81%)
群馬県	17.60%(+2.02%)
埼玉県	14.10%(+1.50%)
千葉県	16.02%(+1.77%)
東京都	14.01%(+1.63%)
神奈川県	14.90%(+1.66%)

全国	15.67%(+1.80%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	20.99%(+2.25%)
富山県	23.59%(+2.30%)
石川県	21.40%(+1.80%)
福井県	21.63%(+2.41%)
山梨県	14.63%(+1.96%)
長野県	14.30%(+1.90%)
岐阜県	15.66%(+2.78%)
静岡県	17.96%(+1.93%)
愛知県	13.92%(+1.88%)
三重県	14.68%(+1.60%)
滋賀県	17.91%(+2.35%)
京都府	16.58%(+1.81%)
大阪府	14.39%(+1.77%)
兵庫県	15.33%(+1.95%)
奈良県	15.69%(+1.70%)
和歌山県	11.22%(+1.24%)

都道府県名	利用率
鳥取県	18.82%(+2.15%)
島根県	21.71%(+2.45%)
岡山県	16.12%(+1.68%)
広島県	18.26%(+2.10%)
山口県	20.67%(+2.34%)
徳島県	14.17%(+1.73%)
香川県	17.28%(+2.01%)
愛媛県	12.56%(+1.24%)
高知県	14.97%(+2.07%)
福岡県	14.98%(+1.66%)
佐賀県	17.39%(+2.42%)
長崎県	17.01%(+2.13%)
熊本県	16.63%(+2.23%)
大分県	15.74%(+2.03%)
宮崎県	17.78%(+2.19%)
鹿児島県	20.04%(+1.53%)
沖縄県	7.43%(+1.19%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年9月の値からの変化量(%ポイント))

マイナ保険証の利用促進広報について

マイナ保険証利用促進広報について、
協会においては、各都道府県の地方紙にマイナ保険証利用促進記事の掲載を行った。
また、国においては、政府広報と連携した新聞への記事掲載を行った。

＜協会けんぽ全体での広報＞

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは
医療を受けるならマイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

忘れずに！

これからは、マイナンバーカードを持っていけば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。

マイナンバーカードを持って病院へ。 → 受付のカードリーダーにマイナンバーカードを置く。 → 画面表示などで本人確認。マイナ保険証として利用できます。

＜政府広報＞

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。
新たに後期高齢者になった方 → 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月まで
マイナ保険証での受診が困難な方 → 申請いただくことで資格確認書をお届けします。
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索 →

政府広報 マイナ保険証

＜協会けんぽ広島支部独自の広報＞

医療機関・薬局に行かれる際は
**マイナ保険証を
ぜひご利用ください**

マイナ保険証の
メリット

- 過去の診療情報や検査結果を
みえた状態で受けられる
- 手続きなしで高額な窓口負担が
不要に
- 健康増進の指導や予防接種の
カンタンになる

マイナ保険証をお持ちでなくても、従来の保険証や資格確認書で受診できます。
※お手持の保険証は、有効期限までの間、令和6年12月2日から最長1年間有効です。

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

広島県

後援 中国四国厚生局

資格情報のお知らせ送付について

令和6年9月及び令和7年1月、2月に全加入者に対して資格情報のお知らせを送付することにより、令和6年9月分について送付したところ。概要については以下のとおり。

送付対象者	<u>加入者全員</u>
送付時期	<u>1回目</u> 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） <u>2回目</u> 令和7年1月30日（木）～令和7年2月28日（金）予定 * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者 （データ抽出時点の現存者）
送付方法	<u>一般加入者</u> ：個人別に封入 ➤ <u>事業主経由での送付</u> <u>任継加入者</u> ：個人別に送付（被保険者の住所） * いずれも特定記録郵便。事業所に送付する場合は重量4kgまでの箱に梱包。
送付通数	39,168,986通（1回目分）

マイナンバーコールセンターでの対応について

協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用ダイヤルを設置し電話相談に対応している。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 など

設 置 期 間	令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）
受 付 時 間	8時30分～17時15分（土日祝日を除く）
対 応 件 数	149,900件（令和6年10月末時点）
対 応 言 語	英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語 ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語 フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語 モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語 以上22か国語に対応